



## Q1 義務教育でもお金がかかるのですか？

**A** お子様が学校教育を受けるためには様々な経費が必要です。憲法第26条に「義務教育は無償とする」とありますが、これは授業料を徴収しないということです。また、学校教育法第5条には「学校の経費はその設置者が負担する」とありますが、学校の経費とは人件費や建設費、維持管理費や教材備品費などを指します。

それ以外の児童個人の経費は、原則として保護者の負担になります。宇都宮市では「公費・私費負担区分の基準」を設けて保護者負担の範囲を限定しており、本校もその基準を守って経費負担をお願いしています。



## Q2 小学校で保護者が負担する経費はどのくらいですか？

**A** 本校の場合は、下表のとおりです。6年間の合計は約45万円になります。

その内容は、ドリル・テスト・作品など家に持ち帰る教材代、給食費・遠足バス代などの交通費、芸術鑑賞費などです。高学年になると修学旅行費や卒業積立金等の集金もあります。併せて、PTA（本校の全保護者と全教職員で組織する団体）の会費と慶弔費等を、PTAからの依頼で、学校を通して納入しています。

### 小学校6年間の経費

城山中央小学校

		小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	合計
口座振替	給食費	42,900	42,900	44,000	44,000	45,100	45,100	264,000
	共同購入費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	6,600
	補助教材費	11,740	10,390	10,730	10,580	11,570	11,000	66,010
	児童会費	360	360	360	360	360	360	2,160
	積立金(修学旅行・卒業準備)					15,000	27,000	42,000
	日本スポーツ振興センター掛金	460	460	460	460	460	460	2,760
	PTA会費	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	32,400
	PTA慶弔費	600	600	600	600	600	600	3,600
	手をつなぐ親の会	600	600	600	600	600	600	3,600
	まごころ広場維持費	600	600	600	600	600	600	3,600
	スポーツ文化振興会費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000
	計	64,760	63,410	64,850	64,700	81,790	93,220	432,730
現金等	遠足代(小1~4年:春)	1,750	1,110	1,825	1,790			6,475
	冒険活動代(小5年)					4,355		4,355
	芸術鑑賞費	650	650	650	650	650	650	3,900
	計	2,400	1,760	2,475	2,440	5,005	650	14,730
合計		67,160	65,170	67,325	67,140	86,795	93,870	447,460

\* 上表は、平成25年度のもので、金額は毎年変わります。

\* この他に、入学準備品や、ランドセルや運動着などが、必要です。



### Q3 どのような方法で納入するのですか？

- A 納入方法は、費目によって、口座振替と現金納入（集金袋）をお願いしています。
- 口座振替の費目：給食費・共同購入費・児童会費・教材費・積立金・PTA会費と慶弔費・手をつなぐ親の会費・まごころ広場維持費・スポーツ文化振興費・健康体育センター掛金です。
- 現金納入（集金袋）の費目は、芸術鑑賞費・遠足代等です。
- いずれも集金をお願いする前には、必ず校長名の文書でお知らせいたします。



### Q4 25年度の口座振替の金額と、振替日はいつですか？

- A 以下のとおりです。5月から翌2月までの毎月7日です。

(単位:円)

	月分	4月・5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月・3月
	振替日	5/7	6/7	7/8	8/7	9/9	10/7	11/7	12/9	1/7	2/7
1年	P 会員	10,420	6,880	5,480	1,480	5,480	6,880	5,480	5,480	5,480	11,700
	弟 妹	9,520	5,030	5,030	1,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	10,800
2年	P 会員	10,420	6,880	5,480	1,480	5,480	6,880	5,480	5,480	5,480	10,350
	弟 妹	9,520	5,030	5,030	1,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	9,450
3年	P 会員	10,620	6,980	5,580	1,480	5,580	6,980	5,580	5,580	5,580	10,890
	弟 妹	9,720	5,130	5,130	1,030	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	9,990
4年	P 会員	10,620	6,980	5,580	1,480	5,580	6,980	5,580	5,580	5,580	10,740
	弟 妹	9,720	5,130	5,130	1,030	5,130	5,130	5,130	5,130	5,130	9,840
5年	P 会員	10,820	7,080	5,680	1,480	5,680	10,080	8,680	8,680	8,680	14,930
	弟 妹	9,920	5,230	5,230	1,030	5,230	8,230	8,230	8,230	8,230	14,030
6年	P 会員	10,820	10,080	8,680	4,480	8,680	10,080	8,680	8,680	8,680	14,360
	弟 妹	9,920	8,230	8,230	4,030	8,230	8,230	8,230	8,230	8,230	13,460



### Q5 学校集金の金額はどのように決めているのですか？

- A 学校集金は保護者の皆様から預かる大切なお金ですので、校内で設けている各種委員会で十分に検討の上、校長が決定します。
- 給食費＝市から通知される1人あたりの経費×給食予定回数
- 補助教材費＝今年度の教育課程で必要な教材を選定
- 共同購入費・児童会費＝前年度の実績をもとに算出
- バスの借上げを伴う遠足や宿泊学習など＝2名程度の欠席を予測して算出
- (引率者も費用を納入しています) 等



## Q6 余ったときには返してくれるのですか？

- A もちろん残金は返金しますし、逆に不足したときは徴収させていただきます。  
遠足は行事終了後に、口座引落としをしている費目については、年度末に、それぞれ決算します。  
ただし、給食費については、次年度4月の食材購入のため、毎年若干の繰越しをさせていただきます。



## Q7 アレルギー体質で、医師から牛乳を飲むのを止められています。そうした場合の牛乳代はどうなりますか？

- A 牛乳アレルギーの児童にはウーロン茶を出しています。牛乳の場合だけでなく、米飯及びパン、その他の食材で喫食できない場合も該当しますので入学後担任にお申し出ください。代替食の対応を検討いたします。  
また、医師の指示で喫食を止められている食材がある場合は、調査がありますので記入をしてください。（医師の診断書を添付いただく場合があります。）  
本日も最後に栄養士と食育主任で打合せをしていただきます。



## Q8 1週間以上入院することになりました。食べなかった分の給食代金は返金してもらえますか？

- A 7日以上欠席が見込まれる場合は担任に連絡し「給食停止届」を提出してください。受理から2日目以降の欠食分を月末または翌月末に返金いたします。  
どうして2日目以降かといいますと、給食材を停止するのに2日間かかるため、その分を他の方に転嫁するわけにはいかないからです。



## Q9 経費がどのように使われたか知らせてもらえますか？

- A 決算書で内容を詳細にお知らせします。遠足、宿泊学習は行事終了後、その他の費目については年度末になります。



### Q10 監査などのチェックはされているのですか？

A 本校では適正な執行をするために、各費目とも複数で執行することを徹底しています。また、学期ごとに校内で検査を、年度末にはPTA 監査委員さんによる監査を行うことになっています。また、3年ごとに宇都宮市教育委員会によって点検も行われています。ご不明の点やご意見などがございましたら、いつでも担任または学校までお問い合わせください。



### Q11 集金口座の残高が足らなかつたらどうなりますか？

A 引落とし日（7日）に残高が不足していると引落としができません、未納となってしまいますので指定の引き落とし日までに入金をお願いします。それでも残高が不足の場合は、お子様を通して文書でご連絡しますので、指示に従って現金で納入してください。（未納分を次の月に併せて引き落としたりはしていません。ご注意を！） つり銭のないようお願いします。

口座引落としにしているのは『子どもに多額な現金を持たせたくない』ためです。毎月7日に引き落とせますよう、通帳残高の確認などご配慮を切にお願いいたします。



### Q12 引落とし口座はどの支店のものでもいいですか？

A 足利銀行の口座であればどの支店のものでも結構です。  
通帳名義もお子様でなくても構いません。



### Q13 転校することになりました。どうしたらいいですか？

A いろいろと手続きがありますので、転校することがわかった段階で担任にご連絡ください。手続きには学籍関係のほか、教材費の決算・返金作業や給食費の日割や、次月からの引落としデータ停止など集金関係の処理もあります。転出までにこれらの処理を完全に済ませておかなければなりませんので、とにかく急ぎご連絡をお願いします。



## Q14 経済状態が非常に苦しくなり、集金の支払いがとても難しくなりました…

**A** 担任または学校までご相談ください。国と市で行っている「就学援助制度（就学の確保を目的とした救済措置）」に申請します。

就学援助制度に認定されると、学校経費が市から学校を通して支給されますので、本校ではそれを口座引落としの集金に充て、毎月の集金は児童会費とPTA会費の480円だけにしています。遠足代や宿泊学習代、修学旅行費については年度末に補助がでます。この制度で学校経費の約9割がカバーできます。

就学援助制度の申請窓口は学校です。いただいた申請書を学校が市へ提出するにあたっては、担任がご家庭の家族状況等を伺うほか、地域の民生委員さんによる家庭訪問があります。また、市役所でも年収が制度の限度額以下かどうか確認をします。認定か否かを決定するのは、宇都宮市教育委員会の教育長です。したがって、申請されても認定されないことがありますのでご了承ください。

参考：生活保護制度への申請窓口は市役所生活福祉課です。

（宇都宮市役所1階21番窓口 TEL 632-2876）

## Q15 学校のお金のことで質問したいときは、どうしたら？

**A** 担任または事務長までご連絡ください。 TEL 652-0036

